

## 【短信：アメリカ】

## 連邦最高裁判所、テキサス州のソドミー禁止法に違憲判決

宮田 智之

2003年6月26日、連邦最高裁判所はローレンス対テキサス州（Lawrence et. al. v. Texas）事件において、同州のソドミー禁止法に対し違憲判決を下した。<sup>(注1)</sup> この判決により、ソドミー禁止法を合憲とした1986年のバウアーズ対ハードウィック（Bowers v. Hardwick）事件判決は<sup>(注2)</sup> 覆され、また他州のソドミー禁止法も違憲となることが確実となった。

## 1. 同性愛者を取り巻く社会的状況

ここ30年来のヒューマン・ライツ・キャンペーン（Human Rights Campaign）をはじめとする同性愛者団体の運動の結果、国民の同性愛に対する理解は着実に増大しており、同性愛者を取り巻く社会的状況はかなり改善されてきている。

しかしその一方で、宗教保守派など同性愛に反発するグループの政治的影響力が強いことも事実である。このような点が一因となり、同性愛者の権利を保障する法制度は、連邦・州を問わず十分に整っているとは言い難いのが現状である。たとえば、アメリカでは連邦・州ともに同性のカップルの婚姻を認めていないが、その結果、婚姻から生じる、公的年金などの様々な利益を同性のカップルは享受することができない。<sup>(注4)</sup>

また性的嗜好を理由とした解雇等を禁じる雇用差別禁止法は、37の州において未だ制定されていない。<sup>(注5)</sup> さらに23州では、憎悪犯罪法に基づく取締りの対象のなかに、同性愛者に対する犯罪を含めていない。<sup>(注6)</sup>

以上のように、同性愛者に対しては依然として多くの法的問題が存在するのであるが、ロー

レンス対テキサス州事件でその合憲性が問われたソドミー禁止法も同性愛者が長年、廃止を求めて運動を行ってきたテーマの一つである。

だいたい数が減ったとは言え、<sup>(注7)</sup> 現在でもソドミー禁止法を有しているところは、13州存在する。<sup>(注8)</sup> 法執行の困難さを考えると、ソドミー禁止法に基づき実際に処罰されるケースはさほど多いとは思われないが、しかしこの法律がプライバシーの権利との関係上、少なからず問題を孕んでいることは否定できないように思われる。

ただし、これまで連邦最高裁判所はプライバシーの権利が同性間の性行為には適用されないと論じ、ソドミー禁止法について合憲であるとの立場を取ってきた。次に、そのような立場が示された1986年のバウアーズ対ハードウィック事件判決を紹介する。

## 2. バウアーズ対ハードウィック事件判決

1982年8月、ジョージア州のソドミー禁止法違反の疑いでハードウィックという成人男性が告発された。そこでハードウィックは、この法律の合憲性を争って訴訟を提起したのであるが、連邦最高裁判所の判決は次の理由からジョージア州のソドミー禁止法を合憲とし、原告の訴えを退けたのであった。<sup>(注9)</sup>

- ・本件の争点は合衆国憲法が同性愛者にソドミー行為を行う基本的権利を与え、したがってそうした行為をはるか昔から、そして今日なお違法とする多くの州法を無効とするか否かである。
- ・同性愛者間でソドミー行為を行う憲法上の権利が、先例で認められたいかなる権利とも類

似していないことは明らかである。また判例<sup>(注10)</sup>によると、合衆国憲法修正第14のデュー・プロセス条項により保障されるプライバシーの権利について、成人間の同意に基づく私的ないかなる性行為も憲法上、州は禁止できないところまで広範ではない。

- ・当裁判所は、司法による高度の保護に相応しい権利の性質を特定しようとしてきた。そのような性質とは、すなわち「それを犠牲にしての自由や正義がありえないような、秩序ある自由の観念に含まれる基本的自由」や「この国の歴史と伝統に深く根づいた自由」である。どちらの説明からも基本的権利を同性愛者の同意に基づくソドミ行為に拡張できないことは明らかである。
- ・ソドミ行為の禁止には古い歴史があり、モンローで犯罪とされ、権利章典が批准された13州の州法もこれを禁止し、合衆国憲法修正第14が批准された1868年には37州中5州を除く全ての州にソドミ禁止法が存在した。1961年までは50州全てがソドミを非合法化していたし、今日でも（1986年時点）25州とコロンビア特別区は同意に基づく成人間の私的に行われるソドミに対し刑事制裁を科している。

### 3. ローレンス対テキサス州事件

#### 本事件の背景

本事件は、そもそも偶然の産物であった。1998年9月17日の夜、ハリス郡の保安官が「銃を所持して騒いでいる男がいる」との通報を受け捜索していたところ、たまたまジョン・ローレンス（John Geddes Lawrence）とタイロン・ガーナー（Tyron Garner）の二人の成人男性が性行為を行っている場面を目撃した。その後、ローレンスとガーナーの二人は逮捕され、200ドルの罰金が科された。

テキサス州の刑法では、第21章第6節（性犯

罪・同性愛行為）において、「同性の人物と逸脱した肉体関係（deviate sexual intercourse）を持った場合、500ドル以下の罰金を科す」と定め<sup>(注11)</sup>ている。ローレンスらは、この刑法の定めに基づき逮捕され罰金を支払わされたのである。

州の控訴裁判所は、ローレンスらの訴えを受け審議したが、先のバウアーズ対ハードウィック事件判決を根拠に同州のソドミ禁止法は合衆国憲法修正第14に違反しないとの判決を下した。

#### 多数意見の内容

連邦最高裁判所は、6対3で州控訴裁判所の判決を覆しテキサス州法を違憲とした。多数意見に回ったのは、ケネディ判事（Anthony M. Kennedy）、スティーブンス判事（John Paul Stevens）、スーター判事（David H. Souter）、ギンズバーグ判事（Ruth Bader Ginsburg）、ブライアー判事（Stephen G. Breyer）、オコナー判事（Sandra Day O'Connor）の6名である。一方、反対意見に回ったのは、スカリア判事（Antonin Scalia）、レーンキスト首席判事（William H. Rehnquist）、トーマス判事（Clarence Thomas）の3名である。以下では、ケネディ判事が執筆した多数意見を紹介するが、本判決では先のバウアーズ事件判決を全面的に否定するという形を取り、テキサス州のソドミ禁止法を違憲<sup>(注12)</sup>としている。

- ・二人の同性の人物による性行為を犯罪とするテキサス州法は、合衆国憲法修正第14に違反している。
- ・バウアーズ事件判決における「本件の争点は合衆国憲法がソドミ行為を行う基本的権利を同性愛者に与えているかどうかである」との声明は、それが問題となっている自由の範囲を正しく理解できていないことを示すものである。
- ・バウアーズ事件で争点となったジョージア州

法や本事件におけるテキサス州法は、特定の性行為を禁ずる以上のことを意図していないが、それら法律の刑罰や目的は、性行為という最もプライベートな人間の行為と、最もプライベートな場所である家庭に関わり、より広範囲な影響をもたらすものである。

- ・バウアーズ事件判決では、ソドミー行為の禁止は古い起源を有していると述べている。しかし、この国において同性愛者の性行為を特別な問題として扱った法律には、そのような長い歴史は存在しないということが指摘されるべきである。すなわち、初期のソドミー禁止法は同性愛者それ自体を対象としたものではなく、むしろ異性間・同性間を問わず非生産的な性行為の禁止を目的としていたのである。しかも同性のカップルを対象とした法律は、長い歴史が存在しないどころか、20世紀の後半に至るまで発展しなかったのである。
- ・バウアーズ事件判決での根拠は、注意深い分析に耐えうるものではない。その判決における反対意見で、スティーブンス判事は次の2点を指摘した。すなわち、(1)国家の多数派が伝統的に特定の行為を非道徳なものとして見なしているという事実は、そのような行為を禁ずる法を支持する十分な理由ではない。(2)肉体的関係に関する個人の決定は、それが子孫を生み出す意図を持たないときでも、デュー・プロセス条項により保障される自由の一形態である。このような分析がバウアーズ事件判決を支配するべきであったし、本事件をも支配するのである。バウアーズ事件判決は、判決当時においても今日においても正しいものではなく、したがってそれは却下される。
- ・本事件は、未成年者や暴力などにより強要された人々に関するものではなく、十分な相互の同意に基づき、同性愛者の生活様式に共通な性行為を行う二人の成人に関するものであ

る。デュー・プロセス条項が保障する自由の権利は、政府の介入なく私的な行為を行う権利を彼らに与えているのである。

#### 4. 判決を受けて

この判決により、テキサス州のソドミー禁止法だけでなく、他の12州の法律も違憲となることが確実となった。

判決後、当然の事ながら同性愛者の間ではそれを賛辞する声相次いでおり、ヒューマン・ライツ・キャンペーンのエリザベス・バーク (Elizabeth Birch) 氏は「今日は公正なアメリカ人にとって歴史的な日である」と述べている。<sup>(注13)</sup>

一方、保守系の団体で同性愛者の権利拡張に反対している家族研究評議会 (Family Research Council) のケン・コナー (Ken Connor) 氏は、「司法積極行動主義者たちは、合衆国憲法に存在しない権利を生み出すために、自身の豊かな想像力を働かせた。そうすることで彼らは、州議会に代わって自身の道徳的判断を押しつけ、民主的プロセスの基盤を切り崩したのである」と痛烈に非難している。<sup>(注14)</sup>

多くの専門家によると、この判決の持つ意義はソドミー禁止法を違憲とすることに止まらない。上述したように、同性愛者に対しては依然として婚姻や雇用など多くの法律上の問題が残っているが、専門家の多くは、そのような領域にもこの判決が少なからず影響を及ぼすのではないかと考えている。<sup>(注15)</sup>

(注)

- (1) Lawrence et. al. v. Texas, No.02-102, Argued March 26, 2003-Decided June 26, 2003なお、テキサス州法は、「同性愛者のソドミー行為」を禁じている。
- (2) Bowers v. Hardwick, 478 U.S. 186 (1986)
- (3) 連邦レベルでは、結婚防衛法 (Defense Marriage Act: Pub.L.No.104-199) において婚姻を「一人の男

- 性と一人の女性の法的結合」と定義している。また37の州でも同様の法律が制定されている。
- (4) ただし、バーモント州ではシヴィル・ユニオン (civil union) という制度を創設し、同性のカップルに婚姻した異性間のカップルと同様の権利・義務を認めている。
- (5) 連邦議会においても、これまで幾度も雇用差別禁止法案 (Employment Non-Discrimination Act) が提出されているが、未だ成立していない。
- (6) 憎悪犯罪法とは、人種や宗教等を理由に個人に対して行われる犯罪を取り締まる法律である。なお、以上の法的問題については次の文献を参照した。Human Rights Campaign, *The State of Family: Laws and Legislation Affecting Gay, Lesbian, Bisexual and Transgender Families*, <[http://www.hrc.org/Template.cfm?Section=LGBT\\_Families](http://www.hrc.org/Template.cfm?Section=LGBT_Families)> (last access 2003.11.28)
- (7) 1960年代初頭までは、ほとんどの州がソドミー禁止法を有していた。
- (8) 同性間のソドミー行為のみを対象としている州：テキサス、カンザス、オクラホマ、ミズーリ。同性・異性を問わずソドミー行為全般を対象としている州：アラバマ、フロリダ、アイダホ、ルイジアナ、ミシシッピ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ユタ、ヴァージニア。違反者への刑罰の内容については、500ドル以下の罰金 (フロリダ) から10年以下の拘禁 (ミシシッピ、ノースカロライナ) といったように様々である。
- American Civil Liberties Union, *Crime and Punishment in America: State-by-State Breakdown of Sodomy Laws*, <<http://archive.aclu.org/issues/gay/sodomy.html>> (last access 2003.11.28)
- Human Rights Campaign, *What's Happening in Your State & in Your Community*, <[http://www.hrc.org/Template.cfm?Section=Your\\_Community&Template=/ContentManagement/ContentDisplay.cfm&ContentID=8471](http://www.hrc.org/Template.cfm?Section=Your_Community&Template=/ContentManagement/ContentDisplay.cfm&ContentID=8471)> (last access 2003.11.28)
- (9) 多数意見については、次の文献を参照した。津村政孝「同性愛者のソドミー行為とプライバシーの権利」芦部信喜編『アメリカ憲法判例』有斐閣 1998 pp. 295-302.
- (10) *Carey v. Population Services International*, 431 U.S.678 (1977)
- (11) Texas Penal Code §21.06
- (12) Supreme Court of the United States, <<http://www.supremecourtus.gov/opinions/02slipopinion.html>> (last access 2003.11.28)
- (13) *Washington Post*, June 27. 2003.
- (14) Family Research Council, *FRC Says Supreme Court Ruling Will Embolden Same-Sex Marriage Advocates*, <<http://www.frc.org/get.cfm?i=PR03F11>> (last access 2003.11.28)
- またテキサス州と同様、ソドミー禁止法を有しているヴァージニア州の司法長官も「司法とは法を作るのではなく、解釈するところであると信じてきた者として、今回の判決には同意できない」と述べ、本判決を非難している。 *Washington Post, ibid.*,
- (15) そのような中、マサチューセッツ州の最高裁判所は、11月18日に同性のカップルに対し婚姻の権利を認めるという極めて画期的な判決を下した。
- (Hillary Goodridge & others [FN1] vs. Department of Public Health & another [FN2] SJC-08860)
- ラトガーズ大学ロースクールのスザンヌ・ゴールドバーグ (Suzanne Goldberg) 教授は、マサチューセッツ州最高裁判所の判決にローレンス対テキサス州事件判決がもたらした影響は極めて大きかったと述べている。すなわち、彼女は「ソドミー禁止法には同性愛者を平等な扱いに値しない犯罪者であるというレッテルを貼る効果があった。しかしそれが違憲とされたことで、同性愛者に対する他の差別的法律は依拠するものがなくなり、州の裁判所は同性愛者への不平等な扱いに対処する力を獲得したのである」と指摘している。
- New York Times*, November 19. 2003.

(参考文献) (注で記したものは除く)

・草野厚「同性愛者の政治的影響力—行動の態様と力の源泉—」久保文明・草野厚・大沢秀介編『現代アメリカ政治の変容』勁草書房1999 pp.206-238.

・ *National Journal*, July 5, 2003. pp.2177-2178.

(みやた ともゆき・海外立法情報課非常勤調査員)

## 【短信：フランス】

### 「国内治安のための法律」 —犯罪者のDNA情報蓄積から国旗・国歌侮辱罪まで—

門 彬

#### 1 新政権の発足と治安対策

2002年春に行われた大統領選挙とそれに続く総選挙において、最大の争点が、近年悪化の一途をたどっていた国内の治安問題であった。

1981年から2001年までの20年間に、犯罪件数が40%増加し、年々凶悪化している上、犯罪者の低年齢化が大きな社会問題となっていた。特にジョスパン左派連立内閣下にあった1997年から2001年までの5年間は、犯罪件数が年平均<sup>(注1)</sup>16%の勢いで増加した。

左派政権は、人権尊重を全面に押し出す政策をとった結果、女性の権利の向上、労働者の保護（反リストラ法）や権利の拡張（週35時間労働制の導入）等で大きな成果を上げた。しかし、他方で「無罪推定法」<sup>(注2)</sup>を成立させ、犯罪の容疑者の人権も尊重された結果、一旦捕捉された容疑者が簡単に釈放されて再び犯罪を重ねる例が後を絶たなかった。2001年には、多くの警察官が犯罪者の凶弾に倒れ、殉職する事件が多発して、秋には全国各地で警察官の大規模な抗議デモまで起きている。

2002年5月5日、大統領選に勝利したシラク大統領は、翌日ジャン＝ピエール・ラファラン氏を首相に任命し、7日ラファラン内閣が発足

した。当初、ラファラン内閣は、翌月に予定されている総選挙の結果が出るまでの暫定内閣と見られていたが、新内閣は、悪化の一途をたどる治安対策にいち早く着手した。

5月15日、政府は、「共和国の権威の回復、国民の安寧を図る」ため、国内治安評議会(Conseil de sécurité intérieure : CSI)を創設するデクレ<sup>(注3)</sup>（政令）を公布した。同評議会は、国防評議会を模したもので、大統領が主宰し、常任のメンバーは、首相、内務・治安・地方の自由相（以下、「内相」とする。）、法務相、国防相、経済・財政・産業相、予算担当相、海外県・海外領土担当相、評議会事務局長（元パリ警視総監を任命）で構成される。その主たる任務は、①治安に対する方針及び優先課題を設定し、国内治安政策の推進を保障すること、②各省庁間の政策の一貫性を監督し、調整を図ること、③これらの政策の評価を行うこと、④特に、今後の治安対策諸法を通じて必要な手段を十全に確保すること、である<sup>(注4)</sup>。

同じ15日、政府は、国家警察と国家憲兵隊<sup>(注5)</sup>との最善の連携・協力を図るべく、本来は国防相に属する国家憲兵隊の業務の責任を内相が負うデクレを公布した。さらに、5月17日、内相が通達(circulaire)を発し、地域協力組織